

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成26年1月15日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 商工観光課の平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成25年9月17日～平成25年9月27日

| 監査の結果（指摘、要望事項） | 措置の内容 |
|--|--|
| 1. 閉鎖した事務所の備品がまだ備品整理簿に記載されているので、経過顛末を記入するとともに他の備品についても正確に把握し、財政課から示された備品台帳の新様式に則り適正な備品管理を行うこと。 | 1. 東京事務所の備品の有無について確認のうえ、物品処分台帳、備品管理台帳（新様式）へ記載した。他の備品については個数などを再確認し、備品管理台帳（新様式）に記載した。 |